

電波監理審議会（第948回）議事要旨

1 日 時

平成21年12月16日（水）16：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、小舘 香椎子（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

伊丹 俊八

(3) 幹事

中村 伸之（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長他

4 議 事 模 様

(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合署名等に関する規則の各一部を改正する 省令案について （21.10.14諮問第36号）

地上デジタルテレビジョン放送のギャップフィルターの設置の円滑化に向けた標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第466回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 無線設備規則の一部を改正する省令案及び周波数割当計画の一部変更案について

（21.10.14諮問第38号及び第39号）

複数地点受信方式航空監視システムの無線局の導入に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第467回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(3) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について **(諮問第42号)**

本件は、諮問第43号と関連する事案であったため、諮問第43号と一括して総務省の説明があった。

(4) 周波数割当計画の一部変更案について **(諮問第43号)**

本件は、諮問第42号と関連する事案であったため、諮問第42号と一括して総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、諮問第42号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第43号については、諮問第42号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

ア 総務省の説明

本件は、それぞれの帯域ごとに非常に弱い電波を広い帯域で使う超広帯域(UWB)無線システムを使用する、自動車等に搭載し、障害物を3cm程度の分解能で高精度に検出できるレーダーシステムを導入するためのものであり、これにより、幅寄せ接近警報による駐車支援等への寄与が期待できる。

欧米においては、2002年以降、同様のシステムについて制度整備がされており、我が国においても、平成18年から情報通信審議会において検討が行われ、本年11月24日に答申を得たものである。

情報通信審議会においては、本件システムが使用する22GHzから29GHzまでの周波数帯について、既存の13のシステムとの共用が可能かどうか、周波数帯を二分し、検討が行われ、低い周波数帯では、本件レーダーシステムが全車両8,000万台のうち普及率が0.1%、8万台まで、高い周波数帯では、普及率7%、560万台までであれば共用可能であるという結果となった。それぞれの普及予測については、低い周波数帯においては、2016年に普及率0.1%、高い周波数帯においては、2025年に普及率7%に達する見通しとなっている。

改正省令案の内容としては、技術的条件として、最大空中線電力、最大占有周波数帯幅及び副次的に発射する電波の強度を定め、混信防止機能を有することを規定することとしている。その他、地球探査衛星との共用条件や保護すべき電波天文台の周辺においては電波の発射しない機能を有することし、その詳細については告示において規定する。

また、時限措置の規定については、無線設備規則の附則に規定することとしているが、

同附則においては、低い周波数帯においては普及率0.1%として2016年まで導入可能としているが、その普及が予想より早い可能性もあることから、その場合には、2016年という期限を見直すことを検討する旨の規定を設けている。

周波数割当計画の一部変更案については、超広帯域無線システムの無線局の周波数として、UWBレーダーシステムを追加するとともに、22GHz以上24.25GHz未満の周波数における新たな使用を平成28年12月31日までとし、23.6GHz以上24GHz未満の周波数帯については、原則として電波天文保護のため、他の無線局の発射を禁止しているが、UWBレーダーシステムを導入することに伴い緩和することとしている。

イ 主な質疑応答

- 本件システムは、障害物を検知するということであるが、人を検知することは可能なのか、との質問に対し、レーダーにより反射波を受信して検知するため、電波が吸収等された場合には検知されないが、距離が近ければ可能であると思われる、との回答があった。
- 本件のレーダーは、自転車に搭載することは可能なのか、との質問に対し、本件システムが三角測量によるものであり、2台以上のレーダーを搭載しなければならないことから、レーダーを搭載することが可能かどうかである、との回答があった。
- 本件のレーダーを使用するための費用負担は、車の所有者になるのか、自動車メーカーになるのか、との質問に対し、多様な提供方法があるが、ヨーロッパにおいては、自動車に標準的に搭載されているシリーズもある、との回答があった。

(5) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

(諮問第44号)

新たな航空移動衛星通信サービスの導入に向けた制度整備について、次のとおり総務省から説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として伊丹俊八を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、航空機内におけるインターネット接続等を実現するための新たな航空移動衛星通信サービスの導入に向けた制度整備についてである。

本航空移動衛星通信システムは、Ku帯の周波数を使用し、人工衛星を介しゲートウェー地球局でインターネットに接続するものであり、既に制度化されている。このシステムを使用し、2004年からアメリカのボーイング社の子会社がサービス提供を行っていたが、2006年にサービスが終了し、現在、Ku帯の航空移動衛星通信サービスは行われていない状況にある。

その後、同様のサービス提供を目指した検討が行われ、海外において、ビジネスジェット向けのサービスが開始されているほか、商用エアライン向けのサービスも提供開始予定となっている。

当初制度化したシステムに関する技術的条件では、限定的な変調方式となっていたが、今後、様々なサービスの提供が見込まれることから、今般、多様なデジタル変調方式の導入を可能とするため、関係規定の整備を行うものである。

(文責：電波監理審議会事務局)